

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく
 一般廃棄物処理施設維持管理記録《焼却施設》

年度	2026年度
施設名	枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設
所在	京都府京田辺市田辺ボケ谷18番地2

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイに関する資料

処分した廃棄物の種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	t	4,125.31	4,426.67	4,767.12	222.88									13,541.98

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロに関する資料

測定項目	測定位置	測定結果の得られた日
燃焼室中の燃焼ガス温度	燃焼室	連続測定（日平均の月平均値）
集じん器に流入する燃焼ガス温度	ろ過式集じん器入口	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度	煙突内	

【燃焼ガス温度等】

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	933	933	926	※1									850℃以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度	℃	159	160	164	※1									200℃未満
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度	ppm	3	3	4	※1									30ppm以下（4h）

※1：7月1日焼却炉立下げ開始、7月2日から7月30日まで焼却炉停止、7月31日焼却炉立上げ完了

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハに関する資料

設備名	堆積したばいじんの除去をおこなった時期
冷却設備	スートブロウにより、毎日除去
排ガス処理設備	ろ過式集じん器の差圧による自動逆洗を常時実施

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のニに関する資料

【排ガス中のダイオキシン類】

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	-	0.000020	-	-	-		-	-	-		-		0.05以下
排ガス採取日		-	5/19	-	-	-		-	-	-		-		
測定位置	煙突内													

※検出下限値未満はNDと表示。

【排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値
窒素酸化物	ppm	-	8	-	8	-		-		-		-		20以下
硫黄酸化物	ppm	-	1	-	<1	-		-		-		-		10以下
塩化水素	ppm	-	2	-	2	-		-		-		-		10以下
ばいじん	g/m ³ N	-	<0.001	-	<0.001	-		-		-		-		0.01以下
全水銀	μg/m ³ N	-	(0.2)	-	0.6	-		-		-		-		30以下
排ガス採取日		-	5/19	-	6/29	-		-		-		-		
測定位置	煙突内													

※検出下限値未満はNDと表示。

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

- 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
【排ガス】

・ばいじん	:0.01g/m ³ (NTP)	・塩化水素	:10ppm
・硫黄酸化物	:10ppm	・窒素酸化物	:20ppm
・水銀	:0.03mg/ m ³ (NTP)	・ダイオキシン類	:0.05ng-TEQ/m ³ (NTP)

【排水】
下水道法及び京田辺市公共下水道条例に基づく基準
- 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
【排ガス】
年間6回(ダイオキシン類は年間4回)
【排水】
年間2回(ダイオキシン類を含む)
- その他一般廃棄物の維持管理に関する事項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五による一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準により、本施設の一般廃棄物処理施設の維持管理は以下のように計画します。

施 設 の 計 画 内 容

- ・ 当該施設の1日当たりの最大処理能力168トンを超えないよう、ごみの焼却を行います。
- ・ ごみはクレーンにて、ピット内のごみを常時均一に混合します。
- ・ 燃焼室へのごみの投入は、投入ホッパにおいて、ごみの自重によるマテリアルシールにより外気と遮断し、燃焼室への供給は給じん装置により定量かつ連続的に行います。
- ・ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を850℃以上に保ちます。
- ・ 焼却灰の熱しゃく減量が5%以下になるように焼却します。
- ・ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させることにより、炉温を速やかに上昇させます。
- ・ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させることにより、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
- ・ 燃焼室内に温度計を設置し、燃焼ガスの温度を連続的に測定します。また、記録装置を設け記録します。
- ・ ボイラや節炭器により、燃焼ガスを冷却し、ろ過式集じん器の入口温度を200℃以下に冷却します。
- ・ 集じん器入口側煙道に温度計を設置し、流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、記録します。
- ・ ボイラ及び節炭器にたい積したばいじんは、ショックパルス式スートブロフにより除去します。ボイラ、節炭器及びろ過式集じん器でたい積又は捕集したばいじんは、底部に設置するコンベヤにより排出します。

- ・ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度(酸素濃度12%換算値の4時間平均値)が30ppmとなるように、ごみを安定的に焼却します。
- ・ 煙突の煙道に一酸化炭素濃度測定装置を設置し、排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、記録します。
- ・ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m³(NTP)以下となるようにごみを焼却します。
- ・ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を毎年4回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を2ヶ月に1回測定し、かつ、記録します。
- ・ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないよう、下記の装置を設置します。
 - ①ばいじん除去:ろ過式集じん器
 - ②塩化水素、硫黄酸化物除去:ろ過式集じん器
 - ③ダイオキシン類除去:ろ過式集じん器
 - ③水銀除去:ろ過式集じん器
 - ④窒素酸化物除去:触媒脱硝設備
- ・ ボイラやろ過式集じん器により捕集されたばいじん(飛灰)は、飛灰搬送装置で飛灰処理設備に移送され、飛灰貯留槽に貯留します。飛灰を薬剤処理し、飛灰処理物ピットに貯留します。
- ・ 焼却灰は、灰搬送装置にて移送し、灰押出装置により加湿後、灰ピット(焼却主灰)に貯留します。
- ・ 発生したばいじんはキレート薬剤及び水を供給し、混練機により均一に混合します。
- ・ 消防法等に基づき、火災等の予防組織を整備し、その発生を防止するとともに、危険物一般取扱所等には、必要な消火設備を設置します。
- ・ ごみの飛散防止のため、ごみピットに貯蔵します。ごみピットは建屋内に設置され、外部と仕切られたプラットホームからごみピットへごみを投入します。
悪臭発散のおそれのあるごみピット内の空気は、炉運転時には燃焼用空気として吸引し炉に吹込み高温下にて脱臭されます。
また、炉停止時には脱臭設備により悪臭を脱臭してから、外部に排出します。
- ・ 薬剤噴霧装置を設置し、必要に応じてごみピットへ防虫剤の噴霧を行うことにより、蚊、はえ等の発生の防止に努めます。また、構内の清潔を保持します。
- ・ 騒音及び振動を発生する発生源に対して、防振装置、ラギング、防音壁等の適切な防音装置をその騒音や振動レベルに応じて設置する他、騒音の大きな機器は専用室に収納し、周囲の生活環境を損なわないものとします。
- ・ 有機系排水は、生物処理後に無機系排水処理設備にて処理します。
- ・ 無機系排水は、凝集沈殿やろ過処理後に再利用し、余剰水は下水道へ放流します。
- ・ 施設の機能を維持させるために必要な点検、整備を行う等の措置を講じる他、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行います。
- ・ 当該施設の設置に係る維持管理は、枚方京田辺環境施設組合にて行います。
- ・ 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。